

令和 6 年度東京都教員研修計画の変更点について

【主な変更点】

- 研修履歴の記録について
- Q&Aについて
- 参考資料について

(案)

学び続けよう、
次代を担う子供のために

— 令和 6 年度東京都教員研修計画 —

令和 6 年 3 月
東京都教育委員会

2 教員の人材育成について

(1) 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

文部科学省は、令和 4 年 8 月、「改正教育公務員特例法に基づく公立の小中学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について（通知）」を各都道府県教育委員会に対して通知しました。この中で、教員の資質向上のための取組の記録が「研修履歴」、資質の向上に関する指導・助言等が「対話に基づく受講奨励」と位置付けられました。東京都教育委員会では、教員一人一人が自身の研修履歴を、研修計画を主体的に立て、自律的に研修に臨み、資質・能力を主軸にわたって高めていくことを支援するための研修支援システムである、「マイ・キャリア・ノート」を推進しています。

各学校においては、教員の主体的な学びを促進するとともに、校内の OJT や校外研修等を充実するなど、人材育成を進めるために、「マイ・キャリア・ノート」を積極的に活用してください。また、研修履歴の対象や記録の範囲等については、継続的に教員育成協議会等で検討し、必要な改善を図っていきます。

ア 校長・副校長の役割の役割

学校管理職は、所属教員の人材育成に大きな責任と役割を担っています。校長は、指標や研修体系を踏まえ、自己申告における当初面接や最終面接の機会など、適切な時期に、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行います。その際、「マイ・キャリア・ノート」を活用することにより、教員が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職が研修の受講奨励を含む適切な指導・助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発を図ります。

イ 研修履歴の対象となる教員の範囲

対象となる教員の範囲は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、専修実習助手、実習助手、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員です。

臨時の任用教員等（例：兼任任用教員を除く）は、法律に基づく研修履歴の対象ではありませんが、その職員を選挙するため、概し研修と修業に努めなければなりません。そのため、校長等の学校管理職は、必要に応じて、対話に基づく受講奨励を行います。

ウ 研修履歴の記録の範囲及び内容

「マイ・キャリア・ノート」には、東京都教育委員会や区市町村教育委員会等が実施する研修を記録しており、研修名、研修開始・終了日、研修回数、実施主体などが記録されます。校内研修や校外での自主的な研修については、教員員の記録の明確化を促進するため、当該の期、記録の範囲外とします。（Q&A 参照）

【Q&A】

Q1: 「マイ・キャリア・ノート」に、「校外研修」や「自主研修」は、記録できますか？

A1: 研修履歴として記録を具す内容は、任命権や監督権を有する教育委員会が実施する研修として記述します。そのため、現状では「校内研修」や「自主研修」は対象となりません。今後、国の動向や全国的な状況を踏まえながら、取扱いについて検討していきます。

Q2: 「マイ・キャリア・ノート」に、教員自身の「意見」や「感想」等を記入できますか？

A2: 公的な研修履歴は、全ての教員にとって公平かつ公正なものであるため、当該の意、個人の意見を自由に記入することは控えることとします。研修報告書により、受講の教員等については記載することができます。また、教員の働き方改革が求められる中で、新たな作業を加えることは好ましくないと考えられています。

Q3: 研修履歴が自由に変更はありますか？

A3: 研修履歴は、対話に基づく受講奨励等、管理職が教員の人材育成を進めるために活用するものです。東京都は平成 23 年度から「マイ・キャリア・ノート」という独自の研修履歴を管理するシステムを導入してきており、項目の大きな変更は学校等への負担を与えることとなることから、変更せず進めることとしました。今後、学校の活用状況を踏まえ、様々な意見を踏まえながら、必要な変更を検討していきます。

Q4: 「校内研修」や「自主研修」に係る記録の範囲や活用はどのようにすればよいですか？

A4: 自己申告における研修等の機会に、必要に応じて管理職が加筆されるとともに、当該教員が属した記録を資料として提示することが考えられます。なお、属情については、各個人の見解によるものとします。